

凍り豆腐に関する 個別品目ごとの表示ルール の見直しの検討について

- 1 凍り豆腐の個別ルール
- 2 業界団体等の要望の概要

令和7年6月

消費者庁食品表示課

未検討の品目

: ルールあり、一: ルールなし

	別表第3			₹第4		別表第5	別表第19	別表第20	別表第22
個別的義務表示がある品目		横断的	義務表示事」	頃に係る個別	リルール	名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の	表示禁止
IMAGE STATE OF THE IMAGE STATE O	食品の定義	名称	原材料名	添加物	内容量			樣式·方法	事項
凍り豆腐						_			
乾めん類						_			
農産物漬物				-	_	_	_	_	
削りぶし				-					
煮干魚類				_		_	_	_	
食酢			_		_				
食用植物油脂				_	_		_	_	
ドレッシング及びドレッシングタイプ調味料				-			_	_	
トマト加工品				_	_				
ウスターソース類				_	_		_	_	
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース				-	_		_	_	
ハム類				_	_		_	_	
ベーコン類				_	_		_	_	
プレスハム				_	_				
混合プレスハム				_	_				
ソーセージ				_	_				
混合ソーセージ				_	_				

令和7年1月以降個別分科会にて一度検討済みの品目

:維持、 :一部改正、x:廃止、 :ルールなし

	個別的義務表示がある品目		月表第3				別表第5	別表第19	別表第20	別表第22	
				横断的義務表示事項に係る個別ルール					加工食品の		表示禁止
			食品の定義	名称	原材料名	添加物	内容量	名称規制	個別的義務 表示	樣式·方法	事項
	第8回	果実飲料			検討	×					
	毎○凹	豆乳類			×	×					×
		乾燥スープ			×	×	×		×	×	検討
	第9回	風味調味料		検討	×				×	×	×
		しょうゆ			×						

<参考> 令和6年度個別分科会にて一度検討済みの品目の個別ルール

:ルールあり、一:ルールなし、 :検討中

		메ᆂᄶ			: ARAT A		別表第5		ルールなり、	
個別的義務表示がある品目		別表第3			別表第4 横断的義務表示事項に係る個別ルール			別表第19	別表第20	別表第22
		食品の定義	名称	原材料名	東に豚る値) 添加物	内容量	名称規制	加工食品の 個別的義務 表示	表示の 様式·方法	表示禁止 事項
第1回	調理冷凍食品	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	チルドハンバーグステーキ	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第2回	チルドミートボール	_	-	_	1	_	_	_	-	_
	チルドぎょうざ類	_	_	_	1	_	_	_	_	_
第3回	みそ			_	-	_		_	_	
5月 5月 5月 5日	炭酸飲料	_	_	_	1	_	_	_	_	_
	即席めん	_	_	_	-	_	_	_	_	_
第4回	マカロ二類			_	_	_		_	_	_
	ジャム類			_	_	_	_		_	
	うに加工品			_	_	_			_	_
第5回	うにあえもの	_	_	_	-	_	_	_	_	_
까 기미	乾燥わかめ				_	_		_	_	
	塩蔵わかめ				-	_				
	農産物缶詰及び農産物瓶詰			_	-	_	_			_
第6回	畜産物缶詰及び畜産物瓶詰			_	1	_	_			_
	調理食品缶詰及び調理食品瓶詰		_	_	-	_	_		_	_
	レトルトパウチ食品		_	_	1		_	_	_	
第7回	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ			_	–	_		_	_	-
为 /凹	パン類			_	_	_	_	_	_	_
	マーガリン類			_	_	_				_
		ここまでく	₹和6年3	月28日に基	準改正済	み				

凍り豆腐の定義

〇別表第3:食品表示基準の対象となる食品に係る定義

用語	定義
凍り豆腐	次に掲げるものをいう。 一 原材料として大豆(脱脂加工大豆及び粉末大豆を除く。)のみを原料とした豆腐を凍結し、熟成し、解凍し、脱水し、及び乾燥したもの(膨軟加工したものを含む。) 二 一のうちさいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの 三 一及び二に調味料を添付したもの

凍り豆腐の個別ルール

〇別表第4:横断的義務表示事項に係る個別のルール

表示事項	表示の方法
名称	次に定めるところにより表示する。 一 「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」と表示する。 二 一に規定する名称の文字の次に、括弧を付して、さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの にあっては「さいの目」、「粉末」等その形状を、調味料を添付したものにあっては「調味料付き」と表示する。ただし、容器包装を通 して中身が見える場合にあっては、形状の表示を省略できる。
原材料名	使用した原材料を、次の一及び二の区分により、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、それぞれ一及び二に定めるところにより表示する。 一 凍り豆腐の原材料は、「大豆」と表示する。ただし、調味料を添付したものにあっては、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に、括弧を付して「大豆」と表示する。 二 調味料を添付した場合における添付してある調味料の原材料は、「添付調味料」の文字の次に、括弧を付して原材料に占める重量の割合の高いものから順に「砂糖」、「食塩」、「みりん」、「かつおエキス」等と表示する。
添加物	次に定めるところにより表示する。 一 使用した添加物を、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、第3条第1項の表の添加物の項の規定に従い、凍り豆腐 (調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。)に添加したものにあっては当該凍り豆腐の原材料名の表示に併記して、添付してある調味料に添加したものにあっては当該添付してある調味料の原材料名の表示に併記して表示する。 二 一の規定にかかわらず、添加物を、凍り豆腐 (調味料を添付したものにあっては、当該調味料を除く。)に添加したもの及び添付してある調味料に添加したものに区分して、それぞれ「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」及び「添付調味料」の文字に括弧を付して、原材料名に併記しないで表示することができる。
内容量	次に定めるところにより表示する。 一 内容重量を、g又はkgの単位で、単位を明記して表示する。 二 さいの目、細切りその他の形状に切断したもの、粉末にしたもの及び割れたもの以外のものであって、内容重量が300g未満のものにあっては、一に定める内容重量のほか、内容個数を表示する。 三 調味料を添付したものにあっては、凍り豆腐(添付してある調味料を除く。)の内容重量及び内容個数(二に該当する場合に限る。)を、「凍り豆腐」、「こうや豆腐」又は「しみ豆腐」の文字の次に括弧を付して表示するとともに、添付してある調味料の内容重量を、「添付調味料」の文字の次に括弧を付して表示する。

凍り豆腐の個別的表示事項、表示方法、表示禁止事項

○別表第19:一般用加工食品の個別的表示事項

食品	表示事項	表示の方法
凍り豆腐	調理方法	食品の特性に応じて表示する

○別表第20:様式、文字ポイント等表示方式等の個別ルール

- ·名称
- ·原材料名
- ·原料原産地名
- ·内容量
- ·賞味期限
- ·保存方法
- ·原産国名
- ·製造者

食品	様式	表示の方式
凍り豆腐	別記様式 1 の備考の規定によるほか、添加物を原材料名に併 記しないで表示する場合にあっては、原材料名の事項の下に添	

〇別表第22:個別食品に係る表示禁止事項

食品	表示禁止事項
凍り豆腐	1 人工的に凍結して製造したものにあっては、天然、自然その他自然の寒気を利用して凍結したものと誤認させる用語 2 「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語

2 業界団体等の要望の概要

項目		見直し要望
別表 3 定義	現状維持	定義があることにより、他の食品との区別を明確にしているため現状維持を希望。
別表 4 個別ルール(名称)	現状維持	「凍り豆腐」、「こうや豆腐」、「しみ豆腐」が一般名称として消費者にも認知されているため現状維持を希望。
別表 4 個別ルール(原材料名)	廃止	横断ルールでも対応可能であるため廃止。
別表 4 個別ルール(添加物)	廃止	横断ルールでも対応可能であるため廃止。
別表 4 個別ルール(内容量)	廃止	300gを境に書き方が変わるルールは分かりづらいこと、横断ルールでも対応可能であることから廃止。
別表19 追加的な表示事項	廃止	ルールがなくとも事業者が自ら表示するため廃止。
別表20 表示の様式	廃止	追加的な表示事項に合わせて廃止。
別表22 表示禁止事項	廃止	横断的な表示禁止事項や景品表示法を参考に判断できると考えられるため廃止。